

宮崎県小規模事業者事業継続給付金要領

令和2年4月30日
(一社)宮崎県商工会議所連合会

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人宮崎県商工会議所連合会（以下「会議所連」という。）が、宮崎県小規模事業者事業継続給付金交付要綱及び宮崎県小規模事業者事業継続給付金事業実施要領に定める宮崎県小規模事業者事業継続給付金事業の実施にあたって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者支援に関する法律第2条第1項各号に規定する小規模事業者を指すものとする。

(支給対象者)

第3条 実施要領第3に定める給付金の支給の申請をしようとする者（以下「支給対象者」という。）は、次の（1）かつ（2）とする。

(1) 次のすべてを満たすこと

- ① 小規模事業者であること
- ② 令和元年12月末日までに開業していること
- ③ 宮崎県内に本店または主たる事業所を有すること
- ④ 法人の場合、本店であること
- ⑤ 令和2年5月1日時点で事業活動を行っており、継続する意思があること
ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月1日以降やむを得ず休業することとなった事業者は対象とする
- ⑥ 申請を行う者（法人の場合は法人の役員を含む）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条）の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと
- ⑦ 性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項及び第13項）を行う事業者でないこと
- ⑧ 国が支給する持続化給付金の申請を予定していること

(2) 次のいずれかを満たすこと

- ① 平成31年1月1日以前に開業・設立した事業者においては、令和2年1月から4月までのいずれかの月において、売上げが前年同月比で75%以上減少していること
- ② 平成31年1月2日から令和元年12月31日までの間に開業・設立した事業者においては、開業・設立後から令和2年1月までの売上のうち最も高い月の売上と、令和2年2月から4月のいずれか低い月の売上を比較して75%以上減少していること
- ③ 上記①若しくは②と同等であると会議所連が認めた者

(暴力団等との密接関係者)

第4条 前条に規定する「暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者」とは、次に掲げる各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている者
- (2) 実質的に暴力団員がその運営に関与している者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (5) 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力又は関与している者
- (6) 自らの利益を得る等の目的で、暴力団(員)を利用した者
- (7) 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(給付金の額及び支給回数)

第5条 給付金の額は、一律20万円とし、給付は1支給対象者につき1回限りとする。

(給付金の支給申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、別に定める宮崎県小規模事業者事業継続給付金に係る申請書(様式第1号)に、会議所連及び商工会議所が必要と認める書類を添えて、令和2年5月1日から令和2年6月30日までの期間に、申請者の事業所が所在する地域を管轄する商工会議所に提出しなければならない。なお法人の場合、本店以外の事業所が申請を行うことはできない。

(申請書の審査及び審査済み報告)

第7条 商工会議所は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付要件に適合する申請書の写しを会議所連に提出するものとする。

(給付金の支払)

第8条 会議所連は、前条の規定による提出があったときは、申請書の写しに記載された口座に給付金を振り込むこととする。

附 則

この要領は、令和2年4月30日から施行する。